

B. 公認 4・5 段位の審査要領

1 審査の形式

- (1) 形、組手の 2 種類とする。形の審査から実施する。

段 位	形	組手
四段位	指定形 1 つと得意形 1 つ	自由組手 2 試合
五段位	指定形 1 つと得意形 1 つ	自由組手 2 試合

- (注) 受審者に特段の事情がある場合は、全空連が承認した場合のみ自由組手に替えて約束組手を実施することができる。申請を希望する受審者は、実施団体に段位受審申請書を提出する際に、約束組手を希望する旨とその理由を記載した文書を提出する。併せて医師の診断書がある場合は添付する。

2 審査員等の構成

全空連から派遣された資格審査員 5 名（審査長は 1 級資格審査員）とする。

3 実技試験の評価

- (1) 各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に 2 点、1 点、0 点を付け、総合評価する。
- (2) 資格審査会終了後速やかに 5 人の審査員の得点の合計を算出し、下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験合計
合 格	7 点以上
不合格	実技試験が 7 点未満は不合格とする。

- (3) 審査長は判定会議終了後合格者名簿を全空連に提出するための事務処理を行う。
- (4) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

4 実施上の留意点

- (1) 得意形は、空手競技規程の得意形リストに記載されているものとする。
- (2) 組手の審査にあたっては、マットを使用するなど安全面には十分配慮する。
- (3) 自由組手は、年齢ができるだけ近いもの同士、男女別に実施することを原則とする。
- (4) 自由組手の審判員は安全確保のため、全国組手審判員又は地区組手審判員有資格者とする。
- (5) 形又は自由組手が特段に優れている受審者には、評価をつける際に配慮する。
- (6) 自由組手において罰則に該当する行為で対戦相手を負傷させた場合は、その取り扱いについて審査員で協議する。
- (7) 自由組手の時間は審査長が評価に必要な時間を確保しベルで終了時間を知らせる。

別表（第 14 条関係 受審者の資格基準）

受 審 段	受 審 基 準	年 齢
初 段	1 級 取 得 者	[満 15 歳以上] かつ [義務教育を 修了した者]
2 段	初 段 取 得 後 1 年 以 上	
3 段	2 段 取 得 後 1 年 以 上	[満 18 歳以上]
4 段	3 段 取 得 後 2 年 以 上	[満 20 歳以上]
5 段	4 段 取 得 後 3 年 以 上	[満 25 歳以上]
6 段	5 段 取 得 後 4 年 以 上	[満 32 歳以上]
7 段	6 段 取 得 後 5 年 以 上	[満 40 歳以上]
8 段	7 段 取 得 後 6 年 以 上	[満 50 歳以上]
9 段	8 段 取 得 後 9 年 以 上	[満 70 歳以上]
10 段	9 段 取 得 後 10 年 以 上	
海外日本人指導者の受審資格 海外で継続して 10 年以上指導し、会派の道歴保証か、居住国の連盟会長又はそれに準ずる者の道歴保証を提出し、中央技術委員会が認めた場合同段位を受審することができる。		

※段審査及び資格審査員等の受審基準の経過年数は、当該経過年数の満了日の 30 日前から認めることができる。